平成２１年（フ）第１６２１号
京都市中京区壬生東高田町４－１　ハイツ紅屋309、住民票上の住所京都市右京区宇多野長尾町12番地
債務者　品角　元紀
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６３号
京都府八幡市八幡三本橋33番地の２第２千寿ビル102号室
債務者　平　　武子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９１号
京都府八幡市八幡月夜田59番地の７
債務者　竹藤　　潤
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
兵庫県姫路市飾磨区清水１丁目61番地　ヤマニハイツ101号
債務者　瀬之口美津枝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２４号
兵庫県姫路市御国野町国分寺167番地、従前の住所兵庫県姫路市御国野町国分寺386番地１　グローバル御国Ｆ213
債務者　友永　理恵
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６０号
兵庫県姫路市伊伝居98番地　マンション藤501号
債務者　荒木　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６６７号
兵庫県姫路市小利木町15番地１　倉敷ハイツ301、従前の住所兵庫県姫路市魚町68番地
債務者　田頭　正三
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２３７号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地32、旧住所兵庫県神戸市東灘区青木５丁目１番21号
債務者　諏訪　晶子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７３号
鳥取県米子市旗ヶ崎７丁目７番２―404号
債務者　矢倉　千春
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９２号
鳥取県米子市両三柳809番地１
債務者　西山　信久
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９１号
松江市宍道町東来待1966番地１
債務者　坂本　美鈴
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３９８号
広島市安佐南区沼田町大字伴4122番地の６
債務者　山崎　春美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５１号
広島市南区宇品御幸１丁目11番13号
債務者　羽馬　千鶴
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０９号
広島県呉市瀬戸見町２番12号
債務者　中元　　等
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１０号
広島県呉市瀬戸見町２番12号
債務者　中元　好美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３００号
愛媛県伊予郡砥部町原町474番地
債務者　藤原　節子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
愛媛県松山市西垣生町237番地８
債務者　木曽　元志
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松山地方裁判所